

和歌山大学サーバハウジングサービス利用内規

(趣旨)

第 1 条 和歌山大学学術情報センターでは、和歌山大学学術情報センター規則(以下「センター規則」という。)第 3 条 4 項に基づき、和歌山大学サーバハウジングサービス(以下「サーバハウジングサービス」という。)を学内組織に対して提供する。その利用に関する事項は、この内規の定めるところによる。

(定義)

第 2 条 サーバハウジングサービスとは、サーバ機器を設置するための環境を提供するサービスである。

2 学術情報センター(以下「センター」という。)は、次に挙げるサービス提供を行う。

- 一 電源(AC100V 単相)
- 二 ネットワーク接続
- 三 ラック

(利用の資格)

第 3 条 サーバハウジングサービスを利用できる者は、学内に情報のサービスを提供するセンター及び学内組織とする。

(利用の申請及び承認)

第 4 条 サーバハウジングサービスの利用を希望する者は、別に定める書式により所属長を経て和歌山大学学術情報センター長(以下「センター長」という。)に利用申請し、その承認を受けなければならない。

2 センター長は、前項の申請を適当と認めるときは、これを承認し、IP アドレスを発行する。

3 承認期間は、申請を行った年度内とする。

(利用の制限)

第 5 条 前条によりサーバハウジングサービスの利用を承認された者(以下「利用者」という。)は、サーバハウジングサービスの利用に当たり、センター利用倫理規程、和歌山大学情報セキュリティポリシーを遵守しなければならない。

2 前項のほか、サーバハウジングサービスの利用の条件は、次のとおりとする。

- 一 設置・撤去の手配及び経費は、利用者負担とする。
- 二 機器・ソフトウェア・データの運用及び保守は、利用者の責任により行うものとする。
- 三 サーバ設置ファーム内への利用者の入室は、センターの職員の許可を必要とする。
- 四 停電時の対応は、利用者の責務とする。
- 五 サーバハウジングサービスに関するセンターの職員による対応は、原則として平日の午前 9 時から午後 5 時までとする。

(利用・サービスの停止)

第 6 条 センター長は、利用者がこの内規に違反したときは、当該利用者の利用を停止させることができる。

(経費の負担)

第 7 条 当面の間は、センターは利用者に利用負担金を求めないこととする。

附 則

この内規は、平成 20 年 3 月 26 日から施行する。

20 年 月 日

学術情報センター長 殿

所属長

和歌山大学サーバハウジングサービスの利用申請

和歌山大学サーバハウジングサービス利用内規に基づき、下記のとおり申請いたします。

記

1. 希望利用開始年月日 : 20 年 月 日

2. 持ち込む機器の形態

機種名		形状	
ネットワーク速度		外形寸法	
電源及び消費電力		重量	
その他(機器)			

3. 利用目的

--

4. 管理責任者:氏名

所属(内線)

E-mail

上記の申請を承認します。

IP アドレス	133. 42. .
---------	------------

20 年 月 日

学術情報センター長

20 年 月 日

学術情報センター長 殿

所属長〔公印省略〕

和歌山大学サーバハウジングサービスの利用廃止届

和歌山大学サーバハウジングサービス利用を下記のとおり廃止いたします。

記

1. 利用廃止年月日 : 20 年 月 日
2. 撤去する機器 : 機種名
IP アドレス 133.42. .
3. 管理責任者 : 氏 名
所属(内線)
E-mail

上記廃止届を受理しました。

20 年 月 日

学術情報センター長〔公印省略〕

利用廃止日以降、すみやかに機器の撤去をお願いします。